

様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和6年11月25日

越前市議会

議長 大久保健一 殿

議員氏名 大久保恵子

下記の通り報告します。

日 程 令和6年 11月5日（火曜日）～6年11^月7日（木曜日）

活動先

視察先

① 長崎県対馬市役所 ② 対馬野生生物保護センター

② 活動目的 先進自治体の視察研修

① 歴史を生かした観光誘客 移住・定住促進

② 希少野生生物（ツシマヤマネコなど）の保護の取り組み、保護と住民のかかわり

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要

*別紙参照

会派 市民ネットワーク 視察報告

日 時：11月5日（火）～11月7日（木）

視 察 先：別紙参照

視察内容：別紙参照

11月6日（水）

長崎県対馬市役所（長崎県対馬市厳原町国分 1441）

対応：対馬市 議会事務局 参事兼課長補佐

対馬市 観光交流商部 観光商工課

課長／

主任／

対馬市 しまづくり推進部 地域づくり課 課長

”

参事兼課長補佐

質問事項

11月6日（水）対馬市役所

1 歴史を生かした観光誘客について

- ・観光人口の実績：平成29年（約70万人）を最高に、R2.3.4年を底にして現在7万人。徐々に回復を見せている。
- ・観光誘客の取り組み：国政に左右されにくい観光の在り方や国内観光客誘客に向けた取り組みが必要。
見どころは、リアス式海岸線を持つ自然と、元寇を中心とする多数の歴史史跡。
観光ニーズの変化について行けていない。目的とニーズの再定義の必要がある。
対馬観光進行推進計画に沿って、ビジョン、ターゲットを明確にし、観光事業者、観光消費者への支援事業を実施する。
観光満足度の向上を図る目標を掲げ対馬來訪者の観光の質を高める。
- ・独自の「看板商品」は：寺泊を中心にした、自社コンテンツの受け皿強化。

2 移住・定住促進について

- ・移住・定住の実績

UI実績：R29年～R5 世帯数 96 世帯 580 世帯 145 人

- ・どのような機会・場所で、広報しているのでしょうか

市 HP 内の特設サイト（しまぐらしガイド）

移住相談会や来庁・電話等による相談

その他 SNS、市広報、CATV 等において支援制度の周知案内

- ・移住者の島でのしごと・移住者の島でのくらし

無職 55 人 学生・未就学 35 人 公務 15 人 医療・福祉 15 人 観光・宿泊・飲食 10 人

建築業 9 人 水産業 4 人 林業 3 人 製造業 3 人 農業 1 人 流通業 1 人

就職・転職が約 50%

～40 歳代が約 75%

福岡県からの UI ターンが約 50%

無職が約 32%（ただし転入時点）

単身・夫婦世帯の比率が高い

- ・行政のサポートは

移住検討者への支援

下見等事業補助金

移住お試し住宅（市内 3 か所）

移住定住者支援補助金

しま暮らし支援補助金

ひとり親家庭移住支援補助金

結婚移住奨励補助金

ふるさと就職奨励補助金

奨学金返還支援補助金

空バンク制度

空き家改修等補助金

定住支援住宅

* 対馬市、長崎県対馬振興局、ハローワーク対馬の 3 者が連携し施策を推進。

11月7日（木）

対馬野生生物保護センター（長崎県対馬市上県長佐護西里 2956-5）

対応：主席自然保護官 [REDACTED]

最初に環境省の自然保護官、[REDACTED]さんから、長崎県対馬のみに生息している野生の猫ツシマヤマネコについてレクチャールームでビデオを通し、そのルーツや特徴や生息状況とその推移や、分布状況、減少の原因などの説明を受け、次に展示場に移動し、ツシマヤマネコの特徴やルーツ、生態を学んだ。

そして、環境省はここ対馬野生生物保護センターで、自然環境の保全、種の保存、野生復帰などの事業に取り組んでいる。

最後に、実際飼育されているツシマヤマネコ（オス）を見学した。



対馬積所庁舎前



対馬市役所会議
室



対馬野生生物保
護センター施設
前



対馬野生生物保護
センター施設内



対馬野生生物保護
センター施設内



様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

R6年4月1日

越前市議会

議長

殿

議員氏名

大々保恵子

下記のとおり報告します。

日程 R6年4月1日(日曜日)～4月1日(日曜日)

活動先

鯖江市エコリーナー

活動目的

自治体議会改革

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

添付別紙参照

日 時：2024 年 4 月 1 日（月）

場 所：鯖江市エコグリーンセンター

講演テーマ：『議員の資質向上と外界運営の基本』《改革の底辺から底辺の改革へ》

講 師：高沖 秀宣（自治体議会研究所代表）

著 書：ポストコロナ時代の自治体議会改革講義

I 議会の役割・機能

議会制民所主義：市民全員が集まって話し合うことは不可能。選挙で代表者を選び話し合ってもらおう。

市議会は：市民の代表者で議員で構成される（市民の幸福なためどんな仕事をしたら良いか話し合い決定する任務を持つ。＝市意思決定機関（議決機関）

市長は市議会で決定したことを実行するまとめ役

市長と市議会はお互い独立した立場から協力し合い市民生活の向上に努める。

○議決機関としての議会の権能

条例の制定や予算の決議等議決によって自治体の意思が決定される



団体意思の決定機能

○長その他の執行機関の事務執行に対し、これを監査する機能

直接住民を代表する機関である議会と町が、相互の牽制と均衡の関係に立つという考え方に基づくもの
⇒「二元代表制」が要請されている。

議会は、住民の代表機関等立場から、自治体の行政全般に渡る監視機能を果たすことが求められている。

決算の認定についても、執行機関の事務執行に対する監視機能を担う議会の重要な権能出ると位置づけられる。

○議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、政策ケ世紀のを担う。

議員及び委員会の議案提出権議案に対する修正の動議、専門事項に係る調査、条例の制定改廃や予算の議決権等

⇒ 議会の審議における政策提案等、地方分権が進展し、地方自治体の自己決定権の領域が広がる中、議会の政策形成機能の一層の発展が求められている。

現状は、あまり政策形成機能は発揮されていない。

議員も政策形成機能にあまり関心がない。

II 議会運営の基本

「二元代表制について」

憲法上、地方公共団体の長と議会の「二元代表制」

・与党（政権党）・野党関係は生じない制度

《二元代表制による議会の役割をどう捉えるのか？》

III 議員力・議会力の強化

議会は窪町の追認機関ではない!!

議会は首長とは、立ち場や役割が異なる⇒ 二元代表制の意義

何をするための議会なのか？ 議会の存在意義は？

《二元代表制は機能しているのか？》

憲法 93 条 2 項

議事機関である議会および執行機関である知事・市長などが、住民による直接選挙を通じて住民の意思を反映する仕組み、いわゆる「二元代表制」を取ることを要求。

にもかかわらず、

地方自治体の長に適立用権限を認め、議会の権限は限定的に列挙するやり方を取っている。

* 首長の優位の仕組み：専決処分、祭儀制度、予算修正研の限界など

・自治体議会は首長の祐石ステンに、二元代表制の立場から戦略を持って対応しておるか？

議会は、オール野党？会派間の関係は？ 議会と首長の関係は？

会派間で合意し、議会一丸となって意思表示できるか？

⇒ 議会は「二元代表制」を理解し、実質的に機能しているか？

⇒ 議会改革とは「二元代表制」を「追及しているくことではないか？

自治体をめぐる新しい状況 ⇒ 二元代表制の追求

・住民に開かれ、住民ともに歩む議会

・執行機関の追認機関からの脱皮、自治体医師の決定機関の自覚

・執行機関は質問だけから議員同士の討議を中心とした議会運営へ

→ 戦略をもって政策提言できる議会へ

⇒ これまでの監視型から政策提言できる議会（政策議会）へ

III 議員力・議会力の強化

《議会改革とは何か》

二元代表制を追及すること（二元代表制を実質化すること）

二元代表制の下で、議会の役割を十分に発揮させるために、その機能を強化すること

= 「議会力の強化」

・一人の議員の意見は、議員の意見ではない。

⇒「機関としての議会」が実現されているか？ ⇒ 「二代表制」が実現されているか？

IV 監視機能の強化

一般質問の反映と充実

一般質問の根拠：自治法上だけでなく、会議規則に規定している場合の有る。当然認められる。
議員の固有の権限。

一方一般質問は不用、との考え方もある。実施していない自治体もある。

議会としてどうとらえるかも問題として重要。

「検討する」→ 追跡調査の必要がある。

一般質問を「議員の」から「議会の」へと転化させる

- ・政策サイクルの活用
- ・委員会代表質問
- ・市民フリースピーチ

◎一般質問を議会の活性化に繋げ、議会彼の政策提言に

V 政策提案・政策提言機能の強化

政策立案：条例案提出

政策提言：市長に提案

VI 通年制議会

議員間の議論を重視

VII ポストコロナ時代の議会運営

- (1) 機能維持
- (2) 多様性
- (3) オンラインでの委員会開催
- (4) オンラインによる本会議の開催
- (5) 倫理条例

【政務活動費】

- ・全額使用すべき。主として調査費に。返還することは政務活動が十分でない。
- ・成果は市民に報告。

* 今回の講演で、議会改革とは「二代表制」の役割を十分に発揮させるためにその機能を強化すること。
これまでもやもやしていた、個人の議員活動と議会活動の違いが判りすっきりした。

様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和6年4月28日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年4月1日(月曜日)～令和7年3月31日(月曜日)

活動先 紫式部顕彰会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

紫式部の功績と遺徳を顕彰し、併せて紫式部が生きた時代を中心とした歴史・文化・文学に関する研究を奨励するとともに、これに貢献した個人及び団体を表彰し、もって京都府における文学の発展に寄与することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

一般社団法人紫式部顕彰会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人紫式部顕彰会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、紫式部の功績と遺徳を顕彰し、併せて紫式部が生きた時代を中心とする歴史・文化・文学に関する研究を奨励するとともに、これに貢献した個人及び団体を表彰し、もって京都府における文学の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 紫式部史跡の整備及び管理
- (2) 紫式部の追善法要及び講演会の開催
- (3) 平安時代の文学にかかる著作等の収集、保存及び管理
- (4) 平安文学にかかる出版
- (5) 紫式部学術賞の授与
- (6) 会報誌の刊行
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、京都府内において発行する京都新聞に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次項の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

- 2 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、総会又はこの定款で定められた事項について決議する。

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

3 総社員の決議権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である次項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議

決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 社員総会において選出された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名を副会長とすることができる。

4 副会長をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

(理事の職務権限)

第21条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担し執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人

の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項第3号第4号及び第5号の書類については、定時社員総会の承認を受

けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第38条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 事務局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 この一般法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。職員は会長が任免する。ただし、事務局長等の重要な職員は、理事会の決議により任免する。職員は、有給とする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は町田泰宣とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和6年5月18日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年4月1日(月曜日)～令和7年3月31日(月曜日)

活動先 北府駅を愛する会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

北府駅の保存を奨励し、福井鉄道福武線の利用促進に資する。

（組織の規約は別紙のとおり）

北府駅を愛する会会則

(目的)

第1条 本会は、福井鉄道株式会社北府駅（当該駅の周辺区域を含む。以下「北府駅」という。）の保存を奨励するとともに、北府駅を地域住民により親しまれる憩いの場とし、もって福井鉄道福武線の利用推進に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、北府駅を愛する会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、越前市国府二丁目12番7号に置く。

(会員)

第4条 本会は、第1条の目的に賛同する団体及び個人をもって会員とする。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北府駅の保存の奨励啓発
- (2) 北府駅の環境整備に関する企画提案
- (3) 北府駅の環境美化の協力
- (4) 北府駅の利用促進に関する事業の協力
- (5) 北府駅に関するイベントの開催
- (6) その他必要と認める事業

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 事務局次長 | 1 名 |
| (5) 幹 事 | 若干名 |
| (6) 会 計 | 1 名 |
| (7) 参 与 | 若干名 |
| (8) アドバイザー | 若干名 |
| (9) 監 事 | 2 名 |

2 役員は、役員会において選出し、総会において承認を得る。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員に欠員を生じたときは、役員会において選出することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とし、次の総会に報告するものとする。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 事務局長、事務局次長、幹事及び会計は、総会の決議に基づく業務の執行にあたる。

4 参与は、役員会に対し、助言を与えることができる。

5 監事は、会計及び業務を監査し、監査の結果を総会に報告する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が役員会に諮り、これを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、会務に参画することができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は、年1回開催し、会員が出席する。

- 2 総会は、委任状を含め、会員の2分の1以上の出席により成立する。
- 3 総会の議事は、出席会員（委任状を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画
- (3) 予算の審議決議
- (4) 事業報告及び会計報告の承認
- (5) 役員の承認
- (6) その他役員会において必要と認めた事項

- 5 総会は、会長が招集する。
- 6 総会の議長は、役員以外の者から選出する。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じ開催し、監事を除く役員が出席する。

- 2 役員会は、委任状を含め、構成員の2分の1以上の出席により成立する。
- 3 役員会の議事は、出席者（委任状を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 役員会に付議すべき事項は、前条第3項各号に掲げる事項とする。
- 5 役員会は、会長が招集し、議長となる。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、次の各号に定める会員から、それぞれ当該各号に定める年額を徴収する。

- (1) 団体会員である町内会 6,000円
- (2) 団体会員である事業所 3,000円
- (3) 個人会員 1,000円

- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(基金)

第13条 本会に、必要に応じ、基金を設けることができる。

- 2 前項の基金に積み立てるとき又は処分するときは、当該年度の予算において定めるものとする。ただし、災害の発生等やむを得ない事情があると認めるときは、これを処分することができる。
- 3 前項ただし書により基金を処分したときは、次の総会において報告しなければならない。

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 附 則 | この会則は、平成22年9月1日から施行する。 |
| 附 則 | この会則は、平成23年5月19日から施行する。 |
| 附 則 | この会則は、平成24年6月1日から施行する。 |
| 附 則 | この会則は、平成27年5月30日から施行し、同年4月1日から適用する。 |

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和6年5月19日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年4月1日（月曜日）～令和7年3月31日（月曜日）

活動先 日本赤十字社 福井県支部 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

日本赤十字社定款

昭和27年10月31日
本達甲第3号

[厚生大臣認可]

沿革	昭和31年4月1日本達甲第1号	昭和32年4月5日本達甲第1号
	昭和38年6月20日本達甲第1号	昭和39年5月28日本達甲第3号
	昭和39年12月14日本達甲第5号	昭和40年4月26日本達甲第4号
	昭和43年3月21日本達甲第1号	昭和46年4月1日本達甲第4号
	昭和47年5月15日本達甲第3号	昭和49年11月7日本達甲第8号
	昭和50年4月1日本達甲第5号	昭和51年4月1日本達甲第4号
	昭和52年4月1日本達甲第1号	昭和54年3月30日本達甲第4号
	昭和55年3月15日本達甲第2号	昭和61年4月1日本達甲第7号
	平成元年4月1日本達甲第1号	平成4年3月31日本達甲第3号
	平成13年6月1日本達甲第1号	平成13年10月23日本達甲第4号
	平成14年3月27日本達甲第3号	平成15年3月24日本達甲第2号
	平成16年7月8日本達甲第2号	平成28年6月22日本達甲第3号
	令和4年3月31日本達甲第4号	

日本赤十字社定款を別冊のとおり改正する。

(別冊)

日本赤十字社定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 会員等（第11条—第18条）
- 第3章 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与（第19条—第21条）
- 第4章 役員及び理事会等（第22条—第34条の2）
- 第5章 代議員及び代議員会（第35条—第46条）
- 第6章 業務及びその執行（第47条—第53条）
- 第7章 資産及び会計（第54条—第60条）
- 第8章 支部（第61条—第77条）
- 附則

第1章 総則

第1条 本社は、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基いて設立された法人とする。

第2条 本社は、日本赤十字社と称する。

第3条 本社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

第4条 本社は、赤十字に関する国際機関及び各国赤十字社と協調を保ち、国際赤十字事業の発展に協力し、世界の平和と人類の福祉に貢献するよう努める。

第5条 本社は、赤十字の基本的原則に従いその自主性を堅持して運営する。

第6条 本社の標章は、白地赤十字とする。

第7条 本社は、主たる事務所を東京都港区芝大門一丁目1番3号に置く。

第8条 本社の公告は、社長の指定する本社発行の定期刊行物又は電子公告によって行うほか、官報に掲載して行う。

第9条 この定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けて行う。

第10条 本社は、法律によるのでなければ解散しない。

第2章 会員等

第11条 本社の会員及び協力会員を置く。

(1) 会員 本社の目的に賛同し、運営に参画する個人又は法人

(2) 協力会員 会員以外の者であつて、本社の目的に賛同し、活動を支援する個人又は団体

2 会員をもって日本赤十字社法上の社員とする。

3 協力会員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第12条 何人も、会員となるにつき、及び会員の権利義務につき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別されることがない。

第13条 会員として加入しようとする者は、別に定める規則に従つて、その申込をしなければならない。

2 社長又は支部長が本社の業務に特別な貢献があると認めた者は、前項の規定にかかわらず、会員とすることができる。

第14条 会員は、何時でも脱退することができる。

2 会員は、次に掲げる事由によって脱退する。

(1) 死亡（法人の場合にあつては、解散）

(2) 会費（日本赤十字社法の社費をいう。以下同じ。）の未納額が第16条第1項に定める額の2倍に達したこと。

(3) 除名

3 除名は、次の各号の一に該当する会員につき、代議員会の議決によってこれを行うことができる。この場合においては、その代議員会の会日から7日前までに、その会

員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本社の名誉をき損した会員

(2) 本社の信用をき損し、又は本社の業務を妨げる行為をした会員

4 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

第15条 会員は、次に掲げる権利を有する。

(1) 日本赤十字社法及びこの定款の定めるところにより、本社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に選出されること。

(2) 毎事業年度の本社の業務及び収支決算の報告を受けること。

(3) 本社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

2 法人が会員となった場合は、前項に規定する会員の権利（役員に選出される権利を除く。）は、その法人を代表する役員が行う。

3 第1項第2号の報告は、公告をもって、代えることができる。

第16条 会員は、会費として年額2,000円以上を納めるものとする。

2 第13条第2項の規定により会員となった者は、前項の規定にかかわらず、会費を納めないことができる。

第17条 多額の会費を納めた会員又は本社の業務について特別の功労のあった会員に対しては別に定める規則により、特別社員の称号をおくる。

2 本社に重要な関係があると認められる会員に対しては、理事会の議決を経て、名誉社員の称号をおくり、別に定める規則により、名誉社員章を交付する。

第18条 会員又はその他の者であつて本社の業務について著しい功労のあった者に対しては、別に定める規則により、有功章をおくる。

2 前項の規定により有功章をおくられた会員は、第16条第1項の規定にかかわらず、会費を納めないことができる。

第3章 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与

第19条 本社は、皇后陛下を名誉総裁に奉戴する。

第20条 本社は、皇族を名誉副総裁に推戴する。

第21条 本社に、顧問及び参与を置き、社長が委嘱する。

2 顧問及び参与は、本社の重要な業務につき、社長の諮問に答え、又は意見を述べる。

第4章 役員、理事会等

第22条 本社に、役員として、社長1人、副社長2人以内、理事6人及び監事3人を置く。

第23条 社長は、本社を代表し、その業務を総理する。

2 副社長は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長を補佐して本社の業務

を掌理し、社長に事故があるときはその職務を代行し、社長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長及び副社長を補佐して本社の業務を掌理し、社長及び副社長とともに事故があるときはその職務を代行し、社長及び副社長がともに欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、本社の業務を監査する。

第24条 社長、副社長及び監事は、会員の中から、代議員会において、選出する。

2 理事のうち、47人は、各支部1人の割をもって代議員の中から、14人は、本社の業務に関し特に関係のある者であつて会員であるものの中から、代議員会において、選出する。

第25条 理事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1カ月以内にこれを補充しなければならない。

第26条 役員の任期は、3年とする。

2 代議員の中から選出された理事は、代議員でなくなつても、前項の任期中、なおその職にあるものとする。

第27条 役員は、他の役員又は有給職員と兼ねてはならない。

第28条 役員は、名誉職とする。

2 常時勤務する役員には、勤務に相当する報酬を給することができる。

第29条 代議員会は、役員が心身の故障のため職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員の解任を議決することができる。

2 前項の場合においては、その会日から7日前までに、その役員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

第30条 日本赤十字社法第38条（解任勧告）の規定に基き、厚生労働大臣より本社の役員についてその解任の勧告があつた場合には、すみやかに代議員会の議に付さなければならない。

第31条 社長、副社長及び理事をもって理事会を構成し、理事会は、本社の重要な業務の執行について審議する。

2 理事会は、社長が招集し、社長がその議長となる。

3 理事会は、理事会を構成する役員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 理事会に出席しない者でも、文書をもって他の出席した理事会を構成する役員に委任したときは、前項の適用については、出席とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条 左に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。但し、定例に属する事項は、この限りでない。

- (1) 代議員会に付議すべき事項
- (2) 諸規程の制定及び改廃
- (3) 1件につき金額1億円以上の借入金（短期借入金を除く。）
- (4) 1件につき金額5,000万円以上の不動産の処分
- (5) 重要な契約又は協約
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

第33条 理事会に、常任理事会を置き、業務執行上の重要な方針等の審議及び執行会議の監督を行う。

- 2 常任理事会は、社長、副社長及び理事13人以内をもって構成する。
- 3 常任理事会の理事は、理事の互選とする。
- 4 常任理事会の理事に欠員を生じたときは、その補欠に係る理事は、社長が指名する。
この場合においては次の理事会において、その同意を得なければならない。

第33条の2 理事会に、執行会議を置き、左に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事会において委任した事項
- (2) 本社の業務の執行に係る事項
- 2 執行会議は、社長、常時勤務する副社長及び常時勤務する理事5人以内をもって構成する。
- 3 執行会議の理事は、第24条第2項において規定する14人の中から理事会が指名する。
- 4 執行会議の理事に欠員を生じたときは、その補欠に係る理事は、社長が指名する。
この場合においては次の理事会において、その同意を得なければならない。
- 5 理事会は、第1項の規定により執行会議に委任した事項については、執行会議の議決をもって理事会の議決とすることができる。

第34条 この定款に規定する事項のほか、理事会、常任理事会及び執行会議の運営に関する事項は、理事会で定める。

第34条の2 多年社長の職にあつて、本社の事業について、著しい功勞のあつた者に対しては、代議員会の議決を経て、名誉社長の称号をおくることができる。

第5章 代議員及び代議員会

第35条 本社に代議員会を置く。

- 2 代議員の定数は、223人とする。
- 3 代議員会は、会員の中から選出された代議員をもって組織する。

第36条 代議員は、各支部の評議員会において選出する。

- 2 各支部の評議員会において選出すべき代議員の数は、別表第1のとおりとする。

第37条 左に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。但し、代議員会が軽微と認めた事項は、この限りでない。

- (1) 収支予算

- (2) 事業計画
- (3) 収支決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 名誉副総裁の推戴
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

第38条 代議員の任期は、3年とする。但し、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第39条 代議員は、有給職員と兼ねてはならない。

第40条 代議員は名誉職とする。

第41条 代議員会は、少くとも毎年1回社長が招集し、社長がその議長となる。

2 監事又は代議員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、30日以内に代議員会を招集しなければならない。

第42条 代議員会を招集するときは、会日の少くとも5日前に会議の目的たる事項を通知しなければならない。但し、緊急の場合に際し代議員会を招集する場合においては、この限りでない。

第43条 代議員会は、代議員2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 代議員会に出席しない者でも、文書をもって、議案に対して賛否の意見を提出し、又は文書をもって他の出席した代議員に委任したときは、前項及び第45条の規定の適用については、出席とみなす。

3 第29条又は第30条の規定による議決をなす場合には、前項の規定は、適用しない。

第44条 同一議案につき再度代議員会を招集した場合又は緊急の場合に際し代議員会を招集した場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、会議を開くことができる。

第45条 代議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第46条 社長は、特別の事情があるときは、代議員会を招集しないで、代議員に議案を送付し、文書をもって賛否の意見を徴し、会議に代えることができる。

第6章 業務及びその執行

第47条 本社は、第3条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

- (1) 戦時、事変等において、赤十字に関する諸条約に基き、戦傷病者の救護、捕虜抑留者の援護及び文民の保護に従事すること。
- (2) 地震、火災、風水害その他の非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。
- (3) 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業

を行うこと。

(4) 前各号に掲げる業務のほか、第3条の目的を達成するために必要な業務。

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務には、国の委託を受けて行うものを含むものとする。

第48条 本社は、前条の業務を遂行するため、左に掲げる事業を行う。

(1) 救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備すること。

(2) 安否調査、赤十字通信その他捕虜抑留者の援護に必要な事業を行うこと。

(3) 病院及び診療所を経営すること。

(4) 血液センターの経営その他血液事業の普及発達を図ること。

(5) 不慮の事故や急病に対する応急の手当等の方法を普及し、その指導を行うこと。

(6) 高齢者の健康増進と自立を促進するための介護の方法を普及するほか、巡回診療その他による保健指導を行うこと。

(7) 赤十字奉仕団の育成及び指導並びに青少年赤十字の普及を行うこと。

(8) 身体障害者の更生援護に必要な事業及び施設を経営すること。

(9) 児童及び妊産婦の保護その他社会福祉のために必要な事業及び施設を経営すること。

(10) 赤十字に関する諸条約の周知徹底を図ること。

(11) 赤十字精神の普及並びに社旨の普及宣伝を行うこと。

(12) その他前条の業務に関連して必要と認められる事業

第49条 本社は、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務（以下「救護業務」という。）に従事させるために必要な者（以下「救護員」という。）を常時確保する。

2 前項の救護員の確保は、一定の計画に基き、必要な要員を登録して行う。

3 救護員の委嘱その他救護員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第50条 本社は、前条第1項の救護員を確保するために、看護師を養成し、必要があるときは、医師その他の特殊技能者を養成する。

2 前項の養成は、別に定める規則により、学資その他を負担して本社の目的、特に本社の行う救護業務に深い理解を有する者について行う。

第51条 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事した場合においては、別に定める規則により、その実費を弁償する。

第52条 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条（従事命令）の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例により、別に定める規則により扶助金を支給する。

第53条 本社は、その業務を執行するため、必要な職員を置く。

2 職員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第7章 資産及び会計

第54条 本社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第55条 本社の資産は、左に掲げるものより成る。

- (1) 本社の所有する動産及び不動産
- (2) 会費、事業収入及び寄附金品
- (3) 委託収入及び補助金
- (4) 資産より生ずる収入
- (5) その他の収入

第56条 本社の会計を分けて一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、本社が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、設置するものとする。

第57条 歳入歳出は、すべて、収支予算に編入するものとする。

第58条 本社に、非常の場合に処するため、特別準備基金を設置する。

- 2 特別準備基金は、他の資産と区別して管理し、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務のために要する経費に充てる場合を除いて、これを運用し、費消し、又は流用してはならない。

第59条 本社は、代議員会の議決を経て、特別の用途に充てるため資金を積み立てることができる。

第60条 資産の管理、処分その他については、別に規則をもって定める。

第8章 支部

第61条 本社は、都道府県の区域に支部を置き、その都道府県名を冠称する。

- 2 支部の下部機関として、福祉事務所（市及び都の区の区域を所管する福祉事務所を除く。）の所管区域並びに市（地区本部を置く市を除く。）及び都又は市の区（以下「区」という。）の区域に地区を、町村の区域に分区を置き、それぞれその地方名を冠称する。但し、特別の事情があるときは、本文の区域によらないで別に区域を定めて地区を置き、又は市（地区本部を置く市を除く。）若しくは区の区域につき区域を分けて、その区域ごとに分区を置くことができる。

- 3 政令指定都市（地方自治法第252条の19に規定する指定都市をいう。）に、前項の規定による地区を総轄するため、地区本部を置き、その市名を冠称する。

第62条 支部に、支部長1人、副支部長3人以内及び監査委員3人以内を置く。

- 2 支部長は、支部の業務を管理する。
- 3 副支部長は、支部長の定めるところにより、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行し、支部長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監査委員は、支部及びその下部機関における業務の管理、執行及び会計を監査する。

第63条 支部に、支部顧問及び支部参与を置くことができる。

2 支部顧問及び支部参与は、支部長の諮問に答え、又は意見を述べる。

第64条 支部長、副支部長及び監査委員は、支部の区域内における会員の中から評議員会において選出した者につき、社長が委嘱する。

2 支部顧問及び支部参与は、支部長の推薦により社長が委嘱する。

第65条 監査委員は、支部長、副支部長又は有給職員と兼ねてはならない。

第66条 支部に、支部の業務につき協賛を求めるため、協賛委員を置き、支部長が委嘱する。

第67条 地区本部に、地区本部長1人及び副地区本部長2人以内を置く。

2 地区に、地区長1人及び副地区長2人以内を置く。

3 分区に、分区長1人及び副分区長2人以内を置く。

第68条 地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長及び副分区長は、各当該区域内における会員の中から、支部長の推薦により、社長が委嘱する。

2 地区本部長、地区長及び分区長は、各当該区域内における業務を掌る。

3 副地区本部長、副地区長及び副分区長は、それぞれ地区本部長、地区長又は分区長の定めるところにより、地区本部長、地区長又は分区長を補佐し、地区本部長、地区長又は分区長に事故があるときはその職務を代行し、その欠員のときはその職務を行う。

第69条 支部長、副支部長及び監査委員の任期は、3年とする。

第70条 支部に、評議員会を置く。

2 評議員会は、支部の区域内における会員（法人が会員となった場合は、その法人を代表する役員）の中から選出された評議員をもって組織する。

3 評議員会は、支部長が必要があると認めた場合に招集し、支部長がその議長となる。

第71条 評議員会は、支部の重要な業務について、審議し、又は支部長の諮問に答えるほか、代議員、支部長、副支部長及び監査委員の選出にあたる。

第72条 評議員の定数は、別表第2のとおりとする。但し、支部の事情により社長において特に必要があると認めたときは、定数を増加することができる。

第73条 評議員は、各地区の区域において、選出する。但し、必要がある場合は、評議員の定数の5分の1をこえない評議員につき、地区の区域によらないで、支部の業務に係のある者であつて会員であるものの中から、支部長が選出することができる。

2 各地区の区域において選出すべき評議員の数及び前項但書の規定により選出すべき評議員の数は、支部長が定める。

3 前2項の規定により選出すべき評議員の数は、一般選出を行う場合でなければ、これを増減することができない。

第74条 各地区の区域において選出すべき評議員は、市若しくは区の地区又は各分区における会員の中から選出する。

2 前項の規定による選出に関し必要な事項は、別に規則をもって定める。

第75条 評議員の任期は、3年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任

期間とする。

第76条 支部長、副支部長、監査委員、支部顧問、支部参与、地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長、副分区長及び評議員並びに協賛委員は、名誉職とする。

第77条 この定款で定めるもののほか、支部に関し必要な事項は、別に規則をもって定める。

附 則

1 この定款は、認可の日から施行する。但し、この定款施行の際現に存する日本赤十字社（以下「旧法人」という。）の定款は、旧法人が日本赤十字社法による日本赤十字社（以下「新法人」という。）となるまでの間、旧法人に関しなおその効力を有するものとする。

【註】 「認可の日」＝昭和27年10月31日

2 組織変更の際に選出すべき評議員の選出に関する第8章の規定の適用については、同章中支部、地区、分区、社長及び支部長とあるのは、それぞれ旧法人の支部、委員部、分区、社長及び支部長と読み替えるものとする。

3 組織変更の際における第74条第1項の規定による評議員推薦委員の選出に関し必要な事項は、同条第2項の規定にかかわらず、旧法人の社長が定める。

4 旧法人の正社員、終身正社員、特別社員及び名誉社員は、旧法人が新法人となった日において、第13条第1項の規定による社員とする。但し、終身正社員、特別社員又は名誉社員であった者は、第16条第1項の規定による社費を納めないことができる。

5 旧法人の特別社員及び名誉社員は、旧法人が新法人となった日において、第17条の規定による特別社員又は名誉社員の称号をおくったものとする。

6 旧法人の業務運営上の諸規程は、この定款に抵触するものを除き、新法人の業務運営上の諸規程が施行されるまでの間、それぞれ有効とする。

附 則 [昭和38年6月20日本達甲第1号]

この定款は、昭和38年6月20日から施行する。

附 則 [昭和39年5月28日本達甲第3号]

この改正による改正後の規定は、認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和39年5月28日

附 則 [昭和39年12月14日本達甲第5号]

この改正による改正後の規定は、昭和39年12月14日から施行する。

附 則〔昭和40年4月26日本達甲第4号〕

この改正による改正後の規定は、昭和40年4月26日から施行する。

附 則〔昭和43年3月21日本達甲第1号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和43年3月21日

附 則〔昭和46年4月1日本達甲第4号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和46年4月1日

附 則〔昭和47年5月15日本達甲第3号〕

この改正による改正後の規定は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則〔昭和49年11月7日本達甲第8号〕

- 1 この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和49年11月7日

附 則〔昭和50年4月1日本達甲第5号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和50年4月1日

附 則〔昭和51年4月1日本達甲第4号〕

- 1 この変更の規定は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この変更の規定の施行の際、現に沖縄県支部の支部長、副支部長及び監査委員並びに地区長、副地区長、分区長及び副分区長の職にある者については、なお従前の例による。

附 則〔昭和52年4月1日本達甲第1号〕

この変更の規定は、昭和52年4月1日から施行する。但し、第7条の改正規定は、昭和52年4月20日から施行する。

附 則〔昭和54年3月30日本達甲第4号〕

この変更の規定は、昭和54年4月1日から施行する。

但し、第17条の改正規定は昭和54年10月1日から施行する。

附 則〔昭和55年3月15日本達甲第2号〕

この変更の規定は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則〔昭和61年4月1日本達甲第7号〕

- 1 この変更の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和61年4月1日

- 2 この定款施行の際現に社員である者が納める社費の年額は、変更後の第16条の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成元年4月1日本達甲第1号〕

この変更の規定は、平成元年4月1日から施行する。

附 則〔平成4年3月31日本達甲第3号〕

この変更の規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則〔平成13年6月1日本達甲第1号〕

この変更は、平成13年6月1日から施行し、変更後の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則〔平成13年10月23日本達甲第4号〕

この変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則〔平成14年3月27日本達甲第3号〕

この変更は、平成14年3月27日から施行し、変更後の規定は、平成14年3月1日から適用する。

附 則〔平成15年3月24日本達甲第2号〕

この変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則〔平成16年7月8日本達甲第2号〕

この変更は、平成16年10月1日から施行する。

附 則〔平成28年6月22日本達甲第3号〕

- 1 この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この変更の施行の日の前日に社員である者（社費の未納額が、毎年納めるべき額の3倍に達している者を除く。）は、この変更の施行の日から起算して1年を経過する日（その日までに変更後の第13条第1項又は第2項の規定により会員として加入することが認められた場合には、当該日）までの間は、会員とみなす。

附 則〔令和4年3月31日本達甲第4号〕

この変更は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

北海道支部	11人	石川県支部	3人	岡山県支部	5人
青森県支部	3人	福井県支部	2人	広島県支部	6人
岩手県支部	4人	山梨県支部	2人	山口県支部	4人
宮城県支部	4人	長野県支部	6人	徳島県支部	2人
秋田県支部	4人	岐阜県支部	4人	香川県支部	3人
山形県支部	4人	静岡県支部	7人	愛媛県支部	4人
福島県支部	6人	愛知県支部	9人	高知県支部	2人
茨城県支部	6人	三重県支部	4人	福岡県支部	9人
栃木県支部	5人	滋賀県支部	2人	佐賀県支部	2人
群馬県支部	5人	京都府支部	5人	長崎県支部	4人
埼玉県支部	6人	大阪府支部	9人	熊本県支部	5人
千葉県支部	6人	兵庫県支部	9人	大分県支部	3人
東京都支部	13人	奈良県支部	2人	宮崎県支部	3人
神奈川県支部	6人	和歌山県支部	3人	鹿児島県支部	5人
新潟県支部	7人	鳥取県支部	2人	沖縄県支部	2人
富山県支部	3人	島根県支部	2人		

別表第2

北海道支部	45人	石川県支部	20人	岡山県支部	25人
青森県支部	25人	福井県支部	20人	広島県支部	30人
岩手県支部	25人	山梨県支部	20人	山口県支部	25人
宮城県支部	25人	長野県支部	30人	徳島県支部	20人
秋田県支部	25人	岐阜県支部	25人	香川県支部	20人
山形県支部	25人	静岡県支部	35人	愛媛県支部	25人
福島県支部	30人	愛知県支部	40人	高知県支部	20人
茨城県支部	30人	三重県支部	25人	福岡県支部	40人
栃木県支部	25人	滋賀県支部	20人	佐賀県支部	20人
群馬県支部	25人	京都府支部	30人	長崎県支部	25人
埼玉県支部	30人	大阪府支部	45人	熊本県支部	30人
千葉県支部	30人	兵庫県支部	40人	大分県支部	25人
東京都支部	60人	奈良県支部	20人	宮崎県支部	25人
神奈川県支部	35人	和歌山県支部	20人	鹿児島県支部	30人

新潟県支部 30人

鳥取県支部 20人

沖縄県支部 20人

富山県支部 25人

島根県支部 20人

様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和6年6月10日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年4月1日(月曜日)～令和7年3月31日(月曜日)

活動先 越前市国際交流協会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

幅広い市民の参加による活力にあふれた多文化共生を促進する事業や国際交流活動を実施することにより、国際性豊かな人材育成を図るとともに相互理解、友好親善、国際平和の促進に寄与することを目的とする。

（組織の会則は別紙のとおり）

越前市国際交流協会会則

(名 称)

第1条 この会は、越前市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所を、越前市府中1-2-3センチュリープラザ2階内に置く。

(目 的)

第3条 協会は、幅広い市民の参加による活力にあふれた多文化共生を促進する事業や国際交流活動を実施することにより、国際性豊かな人材育成を図るとともに相互理解、友好親善、国際平和の促進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多文化共生に関する各種行事の企画および実施
- (2) 国際交流に関する各種行事の企画および実施
- (3) 越前市ならびに諸外国の情報・資料の収集および提供
- (4) 諸外国との友好交流に関する事業
- (5) 国際交流関係団体との協力および国際交流関係団体活動の振興
- (6) 多文化共生・国際理解に関する研修の実施
- (7) 多文化共生・国際理解に関する調査および研究
- (8) 他の団体とも連携し多文化共生を目指す事業
- (9) その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同し、入会を希望する団体または法人および個人とする。

(役 員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 協会に名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

(役員を選任)

第7条

- 1 会長及び副会長は、理事の中から互選し、総会で承認を得る。
- 2 監事は、総会で選任する。
- 3 名誉会長は、越前市長をもって充てる。顧問および参与は、会長が推薦し、理事会および総会の承認を得る。

(役員職務)

第8条

- 1 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 3 監事は、協会の会計および事業を監査する。
- 4 理事は、会務全般の運営に参画し、必要な業務遂行にあたる。

(役員任期)

第9条

- 1 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 この会の役員に就任した者が、法人又は団体の代表者であった場合において、その役職に異動があったときは、後任者がそれを承継する。
- 3 欠員ある場合、別途会長が任命する。
- 4 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条

- 1 協会の会議は、総会、理事会および運営委員会とし、会長が招集する。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 3 名誉会長、顧問および参与は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

(総会)

第11条

- 1 総会は会員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (2) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (3) 予算および決算に関すること。
 - (4) 役員選任に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。

(理事会)

第12条

- 1 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項について協議もしくは議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(運営委員)

第13条

- 1 協会の運営に関する重要事項について、事業を具体化し円滑に実施し会務を分担するため、運営委員を置く。
- 2 運営委員は、会員の中から会長が任免する。
- 3 運営委員任期は総会までの1年とする。

(運営委員会)

第14条

- 1 運営委員会は、会長、運営委員、事務局長をもって構成する。
- 2 運営委員会は次の事項を協議する。
 - (1) 理事会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会及び理事会で協議又は議決した事項の執行に関すること。
 - (3) 運営委員長を選任に関すること。
 - (4) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認めた事項。

(事務局)

第15条

- 1 協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、協会の事務を処理するため、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び必要な職員は、会長が任免する。
- 4 職員は事務局長の下、事務を遂行する。

(情報などの公開)

第16条

- 1 本会の会議はすべて公開を原則とする。
- 2 会員は随時、本会の会議録または活動記録を閲覧することができる。
- 3 会長は、会員から異議ある旨の申し出がある場合、調査し説明を行うものとする。

(会費)

第17条 会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 団体または法人 一口 10,000円/年
- (2) 個人 一口 1,000円/年

(会計)

第18条

- 1 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 協会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成3年8月8日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 3 協会の設立初年度の会計年度は、第13条第2項の規定にかかわらず、設立日から平成4年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成19年4月2日から施行する。
- 2 平成19年度役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成20年度総会までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成20年4月29日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成22年5月2日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成30年6月3日から施行する。

活動結果報告書

令和6年6月21日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年4月1日（月曜日）～令和7年3月31日（月曜日）

活動先 「小さな親切」運動越前支部 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

次代を担う青少年をはじめ広く国民の間に「小さな親切」の実践を呼びかける事業を行い、「小さな親切」を前提とする新たな社会道義の確立に寄与することを目的とする。

（組織の規約は別紙のとおり）

「小さな親切」運動越前支部会則

第1条 名 称

本会は、「小さな親切」運動越前支部と称する。

第2条 目 的

本会は、「小さな親切」運動の趣旨を市民に普及し、青少年をはじめ広く市民の間に「小さな親切」の心を育てることを目的とする。

第3条 活動の上部機関

本会は、「小さな親切」運動県本部の越前支部としての活動を行う。

第4条 事 業

本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 市民への本会の趣旨の普及徹底と会員の勧誘。
- 2 親切実践の個人・団体の表彰と本部への推薦。
- 3 「コスモス作戦」運動など環境美化の推進。
- 4 町づくり運動への積極的協力。
- 5 研修会・講習会の開催。
- 6 その他目的達成に必要な事業。

第5条 組 織

組織は、「小さな親切」運動越前支部組織図（別紙）のとおりとする。

第6条 会 員

本会は、本会の目的に賛同する普通会員・特別会員で構成する。

第7条 役 員

本会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|----------|
| 1 代 表 | 1 名 |
| 2 副代表 | 若干名 |
| 3 事務局長 | 1 名 |
| 4 事務局次長 | 若干名 |
| 5 庶務・会計係 | 各1名 |
| 6 地区長・副地区長 | 各地区より各1名 |
| 7 実行委員 | 各地区より若干名 |
| 8 監 事 | 2 名 |

第8条 役員の任期

役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第9条 役員の選出

本会の役員は、次の手順で選び、総会に報告・承認を受ける。

代表は、役員会で推挙する。

副代表は、代表が役員会に諮り選任する。

事務局長・事務局次長・庶務・会計は、代表が実行委員の中より委嘱する。

部長・副部長は、役員会で各部会の実行委員より選出する。

監事は、役員会で会員の中より選出する。

なお、実践活動を推進するための各地区の地区長・副地区長及び実行委員の選出については各地区に一任する。

第10条 役員の職務

役員の職務は次のとおりとする。

- 1 代表は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副代表は代表を補佐し、代表事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長・事務局次長は本会の運営及び実践計画の立案などを行う。
- 4 庶務係は本会の庶務を、会計は本会の会計に当たる。
- 5 監事は本会の会計監査を行う。
- 6 部長・副部長は、本会活動目的達成のため、各部会を統括する。
- 7 実行委員は、4つのいずれかの部会に所属し、事業の推進・達成に務める。
- 8 地区長は各地区を総括し、活動の実践をはかる。副地区長はこれを補佐する。

第11条 総会

毎年1回開き次の事項を審議する。但し必要な場合、臨時に開くことができる。

- 1 事業計画・予算の審議。
- 2 事業報告・決算の承認。
- 3 役員の承認。
- 4 会則の変更、その他必要な事項。

第12条 役員会

実行委員会に計上する議題及び緊急の議題について事前に協議を行う。

役員会は、以下の役員を持って構成する。

代表、副代表、事務局長、事務局次長、庶務・会計。但し、協議内容によって各部長の出席を求める。

第13条 実行委員会

必要に応じ次の事項を審議する。

- 1 運動推進についての緊急事項及びその他必要な事項。
- 2 総会に付議する議案の審議。
- 3 諸事業の計画・実践。
- 4 地域における実践的計画。
- 5 役員の選出・推薦及びその他必要な事項。

第14条 会 費

本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。

会費は、普通会员1口 年500円 特別会員1口 年5,000円とする。

但し、地区活動費として、普通会员、特別会員の口数に応じて会費の一部を還元するものとする。

第15条 顧 問

本会に、顧問を置くことができる。顧問は、代表が役員会に諮り推薦する。

第16条 事務所の所在

本会の事務所は、代表の指定する場所に置く。

第17条 会計年度

本会の会計は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(付 則)

本会則は、令和元年5月19日に制定し、同日より実施する。

令和3年6月12日支部を地区に改正する。

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和6年7月2日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年4月1日(月曜日)～令和7年3月31日(月曜日)

活動先 NPO法人エコプランふくい 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

環境に主体的に係る市民とともに、環境教育、自然環境の保全や地域に於ける環境負荷低減のための調査研究および実践普及、情報提供等を行い、もって環境の保全、生物多様性の維持および循環型社会形成に寄与することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

特定非営利活動法人エコプランふくい 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エコプランふくい という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、環境に主体的に関わる市民とともに、環境教育、自然環境の保全や地域に於ける環境負荷低減のための調査研究および実践普及、情報提供等を行い、もって環境の保全、生物多様性の維持および循環型社会形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条の別表の内、次の各号に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

- ①循環型社会形成のための調査研究および実践普及事業
- ②自然環境の保全および回復に関する調査研究および実践普及事業
- ③地域における環境保全、環境負荷低減に関する調査研究および実践普及事業
- ④環境教育事業
- ⑤環境保全に関わる情報提供事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員または賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員または賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員および賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以下
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告および活動決算
 - (6) 役員の選任および解任、職務および報酬
 - (7) 入会金および会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
 - (9) 事務局の組織および運営
 - (10) その他運営に関する重要事項
- （開催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年

度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会で予め決めた特定非営利活動法人に譲渡できるものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	吉川 守秋
副理事長	土保 裕治
理事	大嶋 智
同	大橋 正明
同	樫尾 智恵子

同	高橋	きよの
同	竹川	裕治
同	中野	佐知子
同	林	正憲
同	松井	峰雄
同	松本	俊明
同	水間	武光
同	吉田	秀尾
同	由田	昭治
同	和田	龍三
監事	前田	行雄
同	藤内	聡子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費 正会員 個人 3,000円 団体 5,000円
賛助会員 個人 1,000円 団体 3,000円

附 則

この定款は、平成16年5月28日から施行する。(第2条 事務所の移転)

附 則

1 第49条 事業年度の変更 この定款は、所轄庁の認証があった日(平成16年8月13日)から施行する。

2 平成16年度の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、平成16年4月1日から平成17年3月31日までと、平成16年4月1日から平成16年4月30日までとする。

附 則

この定款は、平成19年6月21日から施行する。(第2条 事務所の移転)

附 則

改訂後の定款は、平成30年6月23日から施行する。(第13条 理事の定数改訂)

附 則

改訂後の定款は、平成30年9月11日から施行する。

(第23条、第39条、第44条、第45条、第46条、第48条、第51条、第55条)

活動結果報告書

令和6年7月20日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年7月20日(土曜日)

活動先 越前市

活動目的 議会の内容を市民に報告

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

議会だより

印刷業者 株式会社 国府印刷社

支払金額 155,470円

印刷枚数 17,575部

折込 17,525部

内容別紙のとおり



大久保恵子 6 月議会報告

さあ！夏休み！今年も酷暑。
お身体ご自愛下さい。



2024 年 7 月 20 日発行
〒915-0802 越前市北府 3-3-18
TEL：090-7588-5355
Kei51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

6 月議会は、6 月 13 日（木）から 7 月 5 日（金）までの 23 日間の会期で開催されました。

提出議案は予算案 1 件（補正 2）、条例案 2 件（改正 2）、一般議案 1 件、専決承認案 3 件（条例 3）の計 7 件。最終日の 5 日には 6 月 23 日の大雨被害による農地や林道など災害復旧に必要な費用 2 億 2500 万円が追加提案され、全て原案通り可決されました。

なお 16 人の議員が一般質問を行いました。

■ 6 月議会の予算の規模

（単位：千円）

会計別	補正前①	補正額②	補正後③	伸率
一般会計	37,964,000	495,482	38,459,482	1.0
特別会計	17,018,338	-	17,018,338	-
企業会計	8,652,296	-	8,652,296	-
合 計	63,634,634	495,482	64,130,116	1.0

■ 一般会計補正予算の内訳

安心安全な暮らしを実現

・感染症対策事業（コロナワクチン）	120,131 千円
・介護施設等物高騰価格対策支援事業	6,232 千円
・保育園等物価高騰対策支援事業	611 千円
・木造住宅耐震診断・改修	31,098 千円
・危険対策管理事業（珠洲派遣）	552 千円

脱炭素型社会の推進

・脱炭素社会実現事業（国の採択事業）	52,770 千円
--------------------	-----------

にぎわいのあるまちづくり

・中心市街地活性化事業	1,760 千円
・水田農業支援事業（そば PR）	1,230 千円
・スポーツ大会出場者激励事業	1,157 千円
・コミュニティ助成事業	2,400 千円

その他

・生活保護システム改修	1,844 千円
・次世代育成支援対策事業	
・農業生産総合対策 麦・大豆生産向上	11,036 千円
・市営林道グレーティング復旧	2,884 千円
・社会福祉センター漏水修繕	2,200 千円
・今立図書館施設ボイラー取り換え	2,844 千円
・公営施設照明 LED 化（減額補正）	△ 1,582 千円

一 般 質 問

Ⅰ チャレンジ越前

越前市は合併翌年の H18 年以来「越前市行財政改革プログラム」のⅠ～Ⅴを作成してきたが、今回はそれに続く「Ⅵ」ではなく、新たに「チャレンジ・越前」という形で策定された。目次は 1、行財政改革の目指すもの 2、何をどう取り組むのか 3、「付録」という構成。

Q1：「チャレンジ越前」市長の思いは？

「チャレンジ・越前」には「市民と職員のウェルビーイング（幸福実感）の向上」を目指します。とある。そして「策定の背景」「基本目標」「そのためには変わる必要がある」という項目が掲げられ、変わる必要」を言葉を尽くし訴えている。が、これらのことは前回のプログラムⅤでも既に書かれておりこれまでも言い尽くされているにも拘らず今回また敢えて「チャレンジ・越前」にも書かれた市長の思いは。

A：プラン全体に、前例に捉われず、目的のため必要であれば従来のやり方を改めることを厭わない真の行政は決して簡単な事ではない。職員が大胆にチャレンジできる役所になるよう取り組んでいく。

Q2：4 月から今日までの取り組みと今後のスケジュールは？

A：4 月からフロア改革として窓口を分かり易くした。
・業務状況に合わせ部長権限で組織体制を変更できるようにした。
・今後とも定期的に会議や研修を開催し、DX 人材の育成と、行革のための窓口の活躍を推進する。
・市役所手続きのオンライン化に向け課題の洗い出しのため各部所へのヒアリングを実施している。
・お役所仕事改善のためのガイドライン策定作業を進め完成後秋までに周知を図る。
・このほか職員のウェルビーイング状況を把握・分析し、課題のある職場へのアプローチのため 5 月にアンケート。今後の取り組みとして「職員の行動指針」策定を行う。
・業務削減や内部ルールの見直しのための仕組みづくりを進める予定。

Q3：「市役所変えよっさ推進員」の役割は？

「市役所の風土改革や業務の効率化を推進するリーダーとしての育成」との記載があるが具体的に見えてこない。

A：「市役所変えよっさ推進員」は「市役所の行革とデジタル化を推進する中心的職員」。職場改革の旗振り役。デジタル技術活用の推進者としての側面に加えデジタル制作部門や人事・法制部門との連携により行革全般を推進する役割を担っている。各職場とデジタル制作部門を結ぶ「窓口」となる職員であり、前例に捉われず職場から変えたいことを吸い上げてもらう他、解決のため他部門の取り組みなどをフィードバックしたりして柔軟かつチャレンジ精神に富んだ組織風土を作っていくことを期待している。

Q4：「職員が感じている組織の課題最後」の解決は？

最後の「付録」の個所に「職員が感じている具体的組織の課題」として 12 項目の記載があるが、集約すると人手不足に繋がる。この課題解決こそ職員＝市民のウェルビーイングの解決につながるのでは？

A：記載されている内容は、職員から見た本市組織における課題を端的に表しておりこの課題が解決されるよう取り組みを進めていく。

Q5：残業時間、休暇取得日数、サービス残業の実態と対策は？

市は人手不足の解決策の一つとして、近年新たに職員を 3,40 名増やしたが、昨年度 1 人当たりの残業時間、休暇取得日数の実態は？また部局により、職員 1 人当たりの負担、時間に大きな偏りがあり、年間 369 時間の上限を超えているところもあると聞いている。

また、サービス残業の実態は？ それらをどのように分析してるのか？

A：超勤 145.9 時間 / 年。年次休暇 9.4 日。夏季休暇 4.6 日。R 5 年度においては 18 部署 43 人が年間 360 時間を超えて超過勤務を行っている。本市の場合、団塊の世代の退職による職員の若返りで難易度の高い業務をこなせる経験豊かな職員が少なくなったことや、育児休暇の増加などから職員 1 人当たりの残務量が増加していると分析している。世帯交代の過渡期特有の課題に直面している。

Q6：時短について真剣に検討したことはあるのか？そのような機運は？

A：これからは「変えよっさ推進員」の取り組みなどを通して庁内挙げて長時間労働に繋がっている原因の洗い出しを行うとともに、デジタル技術の活用や業務ルールの見直しなどを積極的に行い、職員体制と業務内容のバランスの取れた働き易い職場づくりを着実に進めていく。

政治は暮らしです 政治はまちづくりです

大久保恵子は、これからも「人（人権）と環境を大切にする心豊かな落ち着いた潤いのある越前市」を目指し活動します。

Ⅱ 認知症基本法成立を受けて、本市の対応

本年1月1日「認知症基本法」が施行された。正式名称は「認知症の人が尊厳を持ち希望を抱いて暮らせる社会を作るための法律」この法律の特徴は、認知症対策ではなく「認知症の人も含めた国民全体で共生社会を作ることにより認知症の人もそうでない人もお互い支えあいながら生きていく社会を作ることにより活力ある国づくりをする」という法律です。

Q1：地方公共団体も「認知症施策を総合的かつ計画的に策定し実施する責務を要する。」とある。市の対応は？

A：本年3月に策定した「第9期市高齢者福祉保健計画・介護保険計画（アイプラン21）」の中に、基本政策の一つとして位置づけ事業の着実な推進を図っている。認知症の人が地域で安心して生活していくためには、本人・家族・周囲の人が認知症に対する理解を深め、正しい知識を持つことが必要。本市では認知症カフェをはじめ様々な認知症施策を推進し共生社会の実現を目指していく。

Q2：認知症カフェの現状は？

A：認知症カフェとは、認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家など誰もが気軽につどい、認知症について知る、学ぶ、考えることができる場。本市では6圏域7か所に設置。R5年には193回1,604人が利用。ここ数年増加傾向。出張カフェの開催や、送迎サービス導入カフェもある。当事者だけでなく、地域の人々が参加しやすい工夫をしている。

Q3：国は9月21日を認知症の日と定め、9月を月間とし、相応しい行事の実施をするように求めている。市の対応は？

A：9月を中心に、中央図書館や今立図書館で認知症書籍の紹介やパネル展を行う。また介護事業者と連携し映画上映会や研修会などを計画。他市の、取り組みも参考にして、効果的な事業を実施していきたい。

Q4：オレンジサポーターの普及・拡大とその実施状況は？

A：認知症サポーター養成講座は、H25年から開催。昨年までの11年間で延べ8,100人が受講。R3年度から市内6か所の地域包括支援センターに委託、様々な方への受講を促進しており、今後も積極的な展開を図る。地域や集いの場、イベント以外にも様々な機会を通じて市民への浸透を図る。

Q5：国が全国的にその取り組みを推進し、広がりを見せている「オレンジチーム」とは？

A：認知症サポーターがチームを組み認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援を行う取組みで、2019年から全国的にスタートしている。今年度「地域包括支援センターきらめき」と「あったか夢カフェ」とが共同で「越前市チームオレンジ」を立ち上げた。今後生活圏域6か所それぞれに立ち上げていきたい。

Q6：学校でも「人へのやさしさを学ぶ」取組みとして、授業の中で介護や認知症について学ぶ取組みも始まっている。越前市の現状は？

A：現在、小中学校の家庭科の授業でお年寄りを含めた家族とのふれあい、だんらんの時間を過ごすことの大切さ、高齢者の体の特徴や認知能力の衰えについて話し合い、立ち上がりや歩行の介助、適切な声のかけ方等、高齢者に対する関わり方などを学んでいる。また道徳では、話し合う機会を設けている。引き続き発達段階に応じて高齢者への理解を深めていきたい。

Ⅲ「情報公開制度」見直しについて

Q1：市は、この度「越前市情報公開条例」を見直すこととしたが、意思決定過程の情報も公開すると考えて良いか。

A：本市情報公開条例は施行から18年が経過し、高度情報化が進む中、時代や実情に合致したデジタル時代に適応する情報公開制度として見直しを行うもの。従来の情報公開条例は、市の公文書に限定して開示していたが、見直し後は公文書にかかわらず、市が保有する情報で公開できるものは、積極的に公開していく。現在、付属機関の会議を原則公開していることから、政策決定過程の情報でも開示できるものは積極的に開示することとする。

Q2：改正作業は、いつからどこで、どのような体制で？

A：改正に当たって、6月4日開催の「審査会」で見直し方針案を説明した。今後広く市民からの意見を聴くため、パブコメや、各種団体と意見交換し骨子案を固め、9月議会に上程。審査会の委員は、現行通り地方自治の学識経験者のうち市長が委嘱する。現在公募委員は考えていない。

Q3：全国に先駆ける条例内容に！

議会議事録削除事件を受け、3年前の12月議会ではいくつか提言した。今回その内容も検討し、先進的な条例改正をして欲しい。市の条例は町の憲法。

A：情報公開制度は、市民の知る権利を尊重し市民参加による開かれた市政の推進に資することを目的とする重要な制度。条例改正に当たっては、国や他の先進自治体等の例も参考にして、最新条例として市の情報を市民参加、市民協働にどう提供するのか等検討を進めたい。情報を公開する方法についても、奈良県橿原市はオンラインによる開示を行っている。今後市民にとってより利便性の高い制度として、また職員に負担を掛けたくないような制度を作っていきたい。

まさしく条例は「町の憲法」と言われるもので「越前市はこんなまちを目指します」と市民に約束するもの。大きな評価と共に大きな期待を寄せる。

Ⅳ 市民を巻き込んだ脱炭素運動の展開を

Q1：現在、市は複数の事業で国の採択を受ける等、積極的に脱炭素施策に取り組んでいることを評価したい。一方で今後は市民を巻き込んだ運動の強化も図るべきだと考える。積極的に市民を巻き込んだ脱炭素運動を展開すべき。

A：有機農業運動もマイバック持参の環境運動も本市は積極的な市民運動の中から現在に至っている。「オーガニック都市宣言」も市民を巻き込んだ活動に。かつての運動を知る方々から協力を得て、脱炭素の取り組みを強力に進めていく決意。6月28日には「チャレンジ30市民運動キックオフミーティングを行う予定。

■トピックス

○環境省「地域脱炭素推進交付金」採択

市内の小学校（16校）の遊休プールに太陽光パネル設置
総事業費約7億3千万円。/ 地域脱炭素推進交付金
事業内容：5年間で6300kw 太陽光設備設置
発電量：家庭用の10倍（50キロ）削減量は年間3000トン。
*学校プールを活用した太陽光発電は全国初
現在、小学校の水泳授業は中央公園の温水プールを活用。
今年度は市の体育館（アイシンスポーツアリーナ）にも設置。

○農水省「オーガニック都市宣言」県内初！

5月14日、市は地域ぐるみで有機農業の推進に取り組む「オーガニック都市宣言」を行った。
これは国が、'21年に策定した、「みどりの食料システム戦略」の一環で、5年計画で生産・消費拡大を目指す。市の有機栽培の全耕地面積に占める割合は国内有数。私たちが航空防除反対の活動に取り組んで40年近く越前市は脱炭素社会を目指して有機都市宣言をした。

編集後記

・人の意識や文化（風土）などというものは、一朝一夕に変わるものではない。精神論に時間を費やすより、具体的に課題解決に取り組むべきではないか。動く中から見えてくるものがある。動かないことには何も変わらないし、何も見えてこない。（市「チャレンジ・越前」から思う事）
・町内のわずかな田んぼの苗が、すくすく育っています。台風や大雨の被害にあいませぬように。

活動結果報告書

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和 6 年 1 1 月 2 6 日 (火曜日)

活動先	越前市
活動目的	議会の内容を市民に報告

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

議会だより

印刷業者 株式会社 国府印刷社

支払金額 155,470円

印刷枚数 17,575部

折込 17,525部

内容別紙のとおり

大久保恵子 9月議会報告



暑かった夏も終わり、早、立冬も過ぎました。お身体ご自愛ください



2024 年 11 月 20 日発行
〒915-0802 越前市北府 3-3-18
TEL : 090-7588-5355
Kei51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

9月定例会は、9月3日(火)から10月17日(木)までの45日間の会期で開催されました。

提出議案は一般会計補正予算案2件、条令案3件、決算認定案7件、一般議案3件が提出され、質疑や常任委員会での審査を経ていずれも原案通り可決しました。

補正後の9月一般会計総額は7億1112万7千円です。なお今議会は17人の議員が一般質問を行いました。また、毎年9月議会では、前年度の決算審査を行います。令和5年度各会計決算認定案7件については決算特別委員会を設置し審査し認定・可決しました。また、「科学物質過敏症に関する請願」を採択しました。

一般質問



I ファミリーシップ制度の導入を

2015年に渋谷区と世田谷区が「パートナーシップ宣誓制度」を導入して以来、今年7月までに全国462自治体が導入。

越前市は2022年10月1日に県内初の「パートナーシップ条例」を導入した。その後、更に福井県等25道府県が県単位でパートナーシップ制度を導入するなど大きな広がりを見せている。

ここ数年、更にその拡充策として「ファミリーシップ制度」の導入や住民票表の続柄変更等、各地で同性婚に寄り添った拡充策が出て来ている。

Q1. 越前市のパートナーシップ制度の現状は？

A：R4年に6組、R5年に1組。計7組。

Q2. 市はこの間どのような動きをしてきたのか？

A：制度理解のため、昨年10月1日に1周年記念イベントを開催。企業等へ参加依頼した。今年3月には市内企業、医療機関に県作成の研修ビデオを紹介。今年度は9月から生涯学習センター1Fで啓発、広報紙でも周知する。

Q3. 県外自治体との相互連携を！

同性婚の場合は、他自治体へ転居する際転居先がパートナーシップを導入している、一旦証明書を変換して新たに申請数が必要があるが、「自治体間相互連携」がある場合は、簡素化される。当事者のストレス軽減、役所の負担軽減のためにも早急に県外自治体との「相互連携」に努めるべき。

A：現在、本市も県外自治体との相互連携を検討中。

Q4. 越前市も「ファミリーシップ制度」導入を

鯖江市は今年6月に本年中の導入の方針を示した。県内でいち早く「パートナーシップ宣誓制度」を導入した市として早急に導入を。

A：検討中

子どもとの関係性が公的に認められない事による困りごと解消のため「パートナーシップ制度」を拡充して「ファミリーシップ導入」する自治体が増えてきている。

Q5. 同性カップルの住民票記載、事実婚同様に！

同性カップルの住民票表記を事実婚同様、「世帯主」と「妻・夫(未届)」と記事する自治体が出て来ている。

越前市も検討を始めて欲しい。

A：越前市は国の基本台帳処理要綱に基づき記載。

7月総務省より「各窓部地で実務上の支障をきたす恐れがある」の见解が出た。市は国の方針に従う。

現在、長崎県大村市、世田谷区、横須賀市、香川県三豊市、栃木県鹿沼市、鳥取県倉吉市京都府与謝野市が事実婚と同様の記載をしている。杉並区も検討に入った。

国より現場が、当事者に寄り添っている証拠。越前市の「パートナーシップ制度」を導入したら終わりではない。

常にアンテナを高く上げ、市民全員が生き易さを実感できるウエルビーイングの市に向け市長はじめ頑張っ

II 夏休み子ども達にお昼ご飯の提供を

最近、長い休み中の子ども達のお昼が問題になっている。物価高騰が貧困家庭を直撃し、2023年厚労省「国民生活基礎調査」では18歳未満の子どもがいる世帯の65%が「生活が苦しい」(前回調査比10.3%上昇)。「1人親家庭を中心に子どもの7人に1人(約280万人)が貧困状態」にあるとの事。これでは少子化にもなるはず。

また民間団体の調査では、ひとり親家庭の34%が、子どもが夏休み中に1日2食以下で過ごしている(7割が小中学生のいる世帯)。おかげにしておかしくしているという現状。

親は1日1食に減らすなどの実態が分かった。物価高の中、給食がない夏休みは、食費の家計負担が背景にある。



Q1. 越前市の生活困窮家庭の現状は？

A：本年2月・3月にかけ子どもの生活・貧困に関する調査を実施。対象は就学前児童と小学生の保護者2588人(有効回答1,551人、回答率44%)。大変苦しい、13.7%、やや苦しい31.7%、併せると45.4%。

Q2. 越前市の学童保育の数と、自由来館者も含めた1日あたりの利用者数は？

A：学童保育数は30クラブ。8月現在、30クラブに1日約1,170人が利用。また市内15児童館の自由来館者数は、1月当たり1,500人(1日約62人)児童クラブ登録者数と、自由来館者の合計で1日当たり1,200人程度。

「子ども家庭庁」が全国1,633自治体に調査した結果、学童で昼食を提供している数は全体の2割。例えば東京都は弁当の配送事業者と一括契約し1食250円で提供。茨城県堺町は2021年から同じく1食250円で提供。奈良市も子どもの4割。また八王子市は4年前から学校の調理室を活用し1食250円で現在半数以上の学童で提供。目標は全学童。青森県は週1回こども食堂と連携し取り組み。専門家は「例え貧困でなくても、家庭の事情も多様化し、子どもが昼食を心配することの無い支援が必要。組織的に昼食が昼食を提供することは意義がある」としている。

Q3. 越前市も来年に向け検討を

A：民間の保育園や認定こども園等で実施している児童クラブにおいて希望者に昼食を提供しているところもある。また市社協は児童館・児童センターの子ども達に月2回おにぎりを提供。おやつについては、食品の運搬や保管等の衛生管理、アレルギー対応、スペースの確保、経費や担い手様々な課題を踏まえた上で子どもの貧困対応へと保護者の子育て支援の観点等研究していく。

Q4. 知恵を出し何らかの方法で実現を

人手がないのであれば、パンとチーズ、バナナ、牛乳など栄養価があり手間がかからないもので良い。またフードドライブと繋がらないか。子ども食堂と繋がらないか。いろいろ知恵を出しあえば何か越前市に合った方法があるはず。

貧困も含め、何らかの事情で児童センターに来られない子ども達も含め、まずはおなかを満たす食事と安心できる居場所の提供が必要。

先進地の取り組みも参考に、越前市に合った方法を来年に向け模索して欲しい。

なお何らかの事情で学童に来られない子も、放課後デューサーの子ども達にも心を配って欲しい。越前市の全ての子どもにひもじい思いをさせたくない。市長の见解を。

A：全ての子ども達が安全で安心な生活環境の中で、心身ともに成長することは市民全体の願い。学校の長期休暇期間における子ども達の昼食提供は、宅配弁当の活用、子ども食堂など地域のボランティア活動と連携など様々な手法が考えられるが、課題を整理し何ができるか検討する。

キーワードはウエルビーイング。越前においても学童保育の場が(自由来館者も含め)「食の提供を通して子ども達の居場所になったら」と考える。

実際夏休みになると、途端やせ細る子ども達がいる。給食は子ども達の生命線。おなかを満たすことと安心できる居場所は子ども達のセーフティーネット。

Ⅲ 越前市独自の 带状疱疹ワクチンの補助を



最近、私の周りも带状疱疹にかかる人が増えてきている。県内でも带状疱疹ワクチン接種に補助金を出している自治体がある。越前市も補助を出して予防に努めるべき。

Q1. 带状疱疹ワクチン補助の全国の状況と、県内自治体の状況は？

A：全国の带状疱疹ワクチン接種補助状況は、本年8月時点でR6年5月から全国1741自治体のうち7自治体で公費助成実施。県内は、R5年4月から勝山市、本年5年から高浜町。また大飯町が来年4月から実施を予定。内容は、勝山、高浜ともに50歳以上。助成回数は不活化ワクチン2回。助成額は勝山市が半額助成1回上限1万2500円高浜町も半額助成で上限は不活化ワクチン1回1万円、生ワクチン1回5000円。
勝山市のR5年度接種率は2.04%（50歳以上人口1万2838人中262人）

Q2. 国の動向は？

A：H28年から、厚生科学審議会では定期接種化に向けた論議がされてきた。本年7月18日に開催された直近の審議会では定期接種に位置付ける方向で、接種目的や対象年齢、使用するワクチンに関して引き続き検討していくことになっている。

Q3. 既に、県内でも単独で助成してる自治体もある。越前市でも助成を！

A：現在、国が定期化に向け議論が続けている。今後も国の動向を注視し、導入するにはこれまで同様、丹南5市町で協議する。

ワクチン接種で発症を予防。更に合併症の予防が期待できる。
国が補助決めても、実施までには時間がかかる。このワクチンは高額。国の補助を待たず市の単独予算での実施を。



Ⅳ ふるさと納税の市の姿勢は

「ふるさと納税」とは、生まれ故郷や応援したい自治体等に寄附できる制度で08年に始まった。寄付した金額から2千円を差し引いた額が、住民税から控除される。昨年度越前市は「ふるさと納税」で11億の収入を得た。ただ本来の理念はかすみ返礼品ありきの「ネット通販化」して来た。驚異的拡大を続ける「ふるさと納税」に対し国は返礼品の上限（3割まで）や地場産品規制などルールの厳格化等、自治体間の過度な競争抑止などの要請を続けてきている。

Q1. R5年度収入11億円に対する事業支出は？

A：返礼品：約3億3169万円 配送料：約5,370万円 広告費：約1,142万円、寄付サイトや中間業者への委託料約8,170万円、寄付サイトの配送システム使用料：約8,267万円など合計約5億6116万8千円。

Q2. 「ふるさと納税」による越前市からの税金の流出額は？

A：本市の市民が、他自治体へふるさと納税をした額はR2年度5,000万円、R3年度6,300万円、R4年度9,700万円、令和5年度1億3,200万円。となっている。

Q3. ふるさと納税に関する市長の考え方は？

「税金の流出を制度として認める制度は問題」として、異議を唱える自治体も増えてきている。越前市も1億円が流出している。市長の見解を。

A：本市で生まれ、大学進学を機に県外へ出た方や、本市の魅力を知った方などが、自分の意志で応援したいと寄付して下さることは市政運営の励みになる。人口減少の中地域活性化や施策実現のためにも有効活用すべき制度。

Q4. ふるさと納税に対する今後の対応は？

拡大するふるさと納税に関して総務省の規制も厳しくなっており、国は一般財源に変更する不確実な要素や額の不安定さなどもある。この制度に依存し過ぎないことも必要かと思う。市長の見解を。

A：令和5年度において寄付額が11億円を超えるなど、ふるさと納税は本市の貴重な財源の一つ。国や他団体の動きを見ながら活用拡大や、一旦基金に積み立てる等、依存過ぎない歳出構造も検討していく。

ふるさと納税は、これまでも総務省が行き過ぎ防止のため規制をかけるなど収入額の不安定さや、不確実な要素もある。
本来のふるさと納税の趣旨に立ち返って、長野県の寄付無しふるさと納税サイト「ガチなが」や能登半島地震でも返礼品無しの寄付も急増している。「『ふるさと納税』は大きなインパクトがあるが、現場の自治体と国で改善をするタイミングにある」と警鐘を鳴らす専門家もいる

「決算政策サイクル」市長に提言

昨年からはまった、前年度決算を次年度に反映させる「政策サイクル」。
今年度議会は、次年度に向け、10月17日市長に対し議会として下記の2つの提言を行った。

- ・自主防災組織育成支援事業について
- ・スポーツ協会運営支援事業について

自動運転EVバスに試乗

- ・去る、10月21日～26日まで、自動運転バスの実証実験が行われた。議会も21日に試乗。
ハピライン武生駅と総社大神宮を時速18キロで巡回。
必要に応じて手動操作も行われ、本年度は自動運転レベル2。目標のレベル4まで到達するには、まだまだ課題は大きいように感じた。

編集後記

- ・まちでは、クリスマスのイルミネーションが輝き年賀状も既に販売されています。
- ・越前市議会は12月議会が11月27日（水）から開会されます。
最終日は12月20日（金）。私たち議員は12月議会が終わらないと、クリスマスもお正月も来せん。もう一働き！頑張ります。
- ・今回の衆議院選、福井県は大きく様変わりしました。このような選挙に立ち会えたことを嬉しくまた誇りに思っています。
- ・議員の選挙区への年賀状は禁止です。
- ・新年はどんな年になるのでしょうか。
- ・世界が平和な年になる事を願っています。



政治は暮らしです。 政治はまちづくりです。



大久保恵子は、これからも「人（人権）と環境を大切にする心豊かな落ち着いた潤いのある越前市」を目指し活動します。

活動結果報告書

令和7年1月21日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和7年1月21日(火曜日)

活動先 越前市

活動目的 議会の内容を市民に報告

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

議会だより

印刷業者 株式会社 国府印刷社

支払金額 152,168円

印刷枚数 17,100部

折込 17,050部

内容別紙のとおり

大久保恵子 12月議会報告



2025年1月10日発行
〒915-0802 越前市北府3-3-18
TEL: 090-7588-5355
Ke51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

2024年12月議会は11月27日（水）から12月20日（金）までの24日間の会期で開催されました。
提出議案は予算案13件（補正13件）、条例案5件（制定1件）、改正4件、一般議案1件でした。
なお12月議会は毎年会派の代表質問が行われ今回は6会派が行いました。次いで14人の議員による一般質問が行われました。
最終日の24日には補正予算案4億5760万円など22議案を可決し終了しました。

ゼロ予算事業は、有機農産物の販売促進、販路開拓に関する事業に、国725万円10分の10、県223万円10分の10の資金を活用。ゼロ予算で取り組んだ。

今後すべての政策の根底に環境の視点が必要。
有機農業の推進は重要な環境政策でもある。
消費者が増えれば生産者も増える。それに伴い地域の環境も良くなる。学校給食も販路拡大先。農産物の循環は地域の大きな環境産業。
大きな産業に育てて欲しい。

なお問15の③で「加工品や冷凍食品、アメリカや中国産食材等給食費の質を下げても良いから給食費の上げないで欲しい」という設問がある。
有機農業を推進し、子ども達に安心して安全な食を届けたいとしている越前市としてなんとも残念な質問に思う。

Q4. 無償化や補助は物価高騰時の子ども支援

全国自治体の3割強が「子ども支援」の観点で給食費の無償化を実施している。給食費の支援は、物価高騰時の「子ども支援」策であるということの確認をする。

A: 全国の給食費無償化や補助は、議員の指摘通り、子ども支援策などを目的としている。

Q5. 越前市の財政難は50年に一度のまちづくり事業が原因

越前市の財政難の原因は、「50年に一度のまちづくり」により多額の借金を作った為。それに現在の物価高騰が追い打ちをかけている現状。その様な財政難の中で市は、新幹線開通と相まって、大河ドラマを「認知度向上のチャンス」と捉え4億もの予算をつぎ込んだ。越前市はこの春「ふるさと納税」の使い道に紫式部プロジェクトを加えたが、ふるさと納税を学校給食の財源に充てている自治体も複数ある。市はまだ高度成長期の価値観を引きずっているのではないかと。

A: このため私（市長）が先頭に立ち企業へのトップセールスや紫式部、伝統産業のブランド化を図っている。その効果は企業進出や観光誘客の増、ふるさと納税の増などに表れている。給食の市の一部負担を更に進めるには安定的な財源が必要。これからどのような支援が可能なのか検討していくとともに、引き続き国主導の給食無償化の実現を強く要望していく。

Q6. これ以上の給食費の値上げは見送りを

市長は給食費の支援が恒久的になる事を恐れているが、先の衆議院選では多くの政党が給食費の無償化を掲げ、国も2023年に少子化対策のたき台として給食無償化を正式に公表している。いずれ給食費は国の予算で無償化になると考える。
子育て支援の観点から、保護者にこれまで以上の負担を負わせるこのないように求める。
市長・教育長の見解を求める。

A: 給食の様に極めて基本的な子どもの福祉に寄すものについては、国が一律に負担することが良いと考え、本年度県を通じ国に重要要望を行った。将来に渡る財政負担を考慮し、国や県の動きも踏まえ、様々な観点からの検討が必要。

続く→

一般質問

I 新年度有機農業に対する市長の決意

越前市は総合計画において日本有数の有機産地をめざし今年で2年目。今年度は多くの事業に取り組みました。お疲れさまです。

Q1. 今年度の有機栽培面積は？

A: 昨年度276haから310haをめざし生産者や農協と規模感ある有機農業に取り組み、結果50ha増の326haとなり、総合計画に掲げるR6年度の目標を3年前倒しで上回った。
全耕地面積に占める割合も9.2%となり全国平均0.75%、県平均3.29%を大きく上回った。
既に名実ともに「オーガニック都市」として内外から注目を集めている。

Q2. 新年度に向けての更なる面積拡大と消費拡大、販路拡対策を聞く。

A: 25年度、国の耕地面積に占める割合25%を目指し、カーボンニュートラルを目標に、来年度は初の10%台を目指す。

Q3. JAや県との更なる連携強化による推進を。

更なる推進のためにはJAや県との強力な連携が鍵。市長の決意を聞く。併せてゼロ予算の中身を聞く。

A: 有機農業推進は環境問題の解決にも繋がる。
昨年度、農政部門と環境部門を統合、環境農林部を創設し、有効に機能している。
有機農業も生物多様性、温暖化対策などの環境問題の解決とも相乗効果を上げながら、規模感、スピード感をもって取り組んでいる自負がある。生協・社協との連携も更に進める。

II 越前市「学校給食アンケート」について

教育委員会は8/27～9/12にかけ「学校給食運営の参考にするためとして」保護者に16項目の多岐に渡るアンケートを実施した。

Q1. アンケート結果の報告は？

集計の結果、7の認知度の個所に、「保護者の認知度を高める必要有り」として、「自校式」「天然だし」「地産地消」「特別栽培米」「そして「保護者の負担は食材費のみである」事等が書かれている。そこでまず、アンケートの結果を保護者に伝えたのか伺う。

A: 「年末」に保護者に伝えたいと考えている。

Q2. 質問14の趣旨は？

更に、問14で「保護者の皆さまに負担して頂いている給食費は食材費のみ。人件費や施設にかかる費用は市が負担している事を知っていましたか」という質問をしている。その質問の趣旨は。

A: 学校給食の事を、改めて保護者の方にお伝えする機会にしたかった。指摘の質問はその1つである。

Q3. 質問15の趣旨は？

同時に問15「物価が高騰していますが、今後の給食費についてどう思いますか」の質問趣旨は？

私には先の問14と併せて給食費値上げのための布石のための質問に思えるが。

A: 本質問は、本市の学校給食の質について保護者の意向を把握するための質問の一つ。

少子化・高齢化・人口減少・世界的気候変動そして財政難の今、これまでの発想と同じ予算の使い方は問題。新しい価値観、新しいシステムが必要。

それが世界的なウエルビーイングやSDGsの発想ではないか。財政のしわ寄せを、給食費に持って行くのではなく、越前市にとって「本当に大切なものは何なのか」「本当に必要なものは何なのか」「本当の幸せとは」「本当に住みやすいまちとは」を真剣に考えるべき時にある。まして今、越前市は「幸福実感条例」を策定中である。市長は、「住みやすいまちをつくるために、強い地域経済と財政が必要」と発言しているが、私は「どんなまちをつくるか」が先であると考えている。そのための財政である。

文科省は12月17日成立の国の補正予算の交付金を「学校給食の保護者負担軽減に積極的活用するよう教育委員会に促していく」との答弁がありました。(12月19日/文部科学委員会/波多野翼さんへの答弁)

因みに越前市への交付金は1億8600万円で、このうち越前市はいくらを給食費に充当するのかは未定。

1月16日開催の越前市臨時議会に上程されます。

越前市議会「学校給食無償化」の請願採択！

越前市議会は最終日の12月20日、「学校給食無償化」の請願を賛成18反対2の賛成多数で採択しました。

県会議員補欠選挙補正予算専決しました

2月2日の南越前町の町長選挙に合わせて、県会議員の補欠選挙(2人)が行われます。

12月議会終了後の12月25日に補欠選挙に必要な予算が計上されました。

補正額：2874万4千円 補正後の額：403億287万6千円

挙期日	2月2日(日)
告示日	1月24日(金)
投開票日	2月2日(金)
期日前投票	1月25日～1月1日
議員の数	2人

政治は暮らしです。 政治はまちづくりです。

大久保恵子は、これからも「人(人権)と環境を大切にする心豊かな落ち着いた潤いのある越前市」を目指し活動します。

Ⅲ 職員の休職対策



越前市は早期や退職者が止まらない。 それに加え病氣休職者が増えている。

Q1. 現状と対策は。

A：早期退職者はR3年度12人、R4年度19人、R5年度25人。休職者も同様にR3年度14人、R4年度18人、R5年度22人と増加の傾向。早期退職者や休職者を減らす取り組みとして、市役所の仕組みの変革、前例に捉われず、職場環境の改善をするなど、働き方に対する意識改革を推し進め、職員がやり甲斐をもっていきいきと働ける職場風土を根づかせる必要がある。
また、行財政システムプランに基づき業務削減やデジタル技術などによる効率化を進め、76の業務や手順の見直しを決めた。また職場内のコミュニケーションの重要性も所属長研修などで浸透を図っている。外部相談窓口設置や、ハラスメント防止研修など一つずつ進めている。職場復帰の際は産業医と連携し、きめ細かな対応を行っている。

Q2. 「職員が感じている組織の課題」についての取り組みは？

A：現在その課題について取組み中。1例として今年1月から子育てや家族の介護を抱えた職員のテレワーク制度導入。7月からは全職員が対象。また、多様な人材が受験しやすい職員採用試験制度で専門職や必要な人材の確保に努めている。社会的傾向である離職や休職の増加について課題解決に努める。

Q3. 職員のメンタル不調は、職場環境にあるのでは？

A：職員の離職や求職の原因は様々。職場環境によることがないよう取り組みを進めている。
働きやすい職場づくりのためには、管理職やグループリーダーに対し部下への指導やコミュニケーションの取り方の研修を行っている。入庁後間もない職員にはメンター制度により先輩職員が後輩職員の精神的サポートを行っている。ほか市長や副市長がディスカッションを行うなど若い世代の意見や課題の把握に努めている。10月には外部臨床心理士による相談窓口体制を構築した。

早期退職・休職による職員不足は耳障りの良い言葉を並べ、立派な計画を作っても現状は変わらない。早急な対策が必要。

Ⅳ 9月議進捗状況を聞く



LGBTQ 対策

Q1. ファミリーシップ制度導入に向けての進捗状況。

A：導入自治体への聞き取り中。引き続き研究を深める。

Q2. パートナーシップ制導入自治体間連携ネットワークに加入したと聞く。報告を。

A：本年11月1日にネットワークに加入した。
これにより自治体間で転居する際の手続きが不要になる等負担軽減が図られる。
市のHPに掲載。県が代表して県内自治体の取りまとめを担っており、県内のニュースや新聞で多くの市民に周知された。今後も利用者以外にも周知を図る。

Q3. 住民票の続柄記載について、市独自の判断を。

A：9月議会答弁同様、「各窓口で実務上の支障をきたす恐れがある」という理由で、総務省の見解に従う。

既に複数の自治体で実施されている。首長の判断次第で実施可能。越前市も当事者に寄り添った対応を。
越前市は県内初のパートナーシップ条例を導入したがその後の取り組みが鈍い。
幸福実現条例を制定しようとしている自治体である。アンテナを高く上げしっかりした対応を望む。

Q4. 夏休み中の子ども達にお昼の提供を！

9月議会で市長は「全ての子ども達が安全で安心な生活環境の中で心身ともに成長することが願い。課題を整理して何ができるか検討する。」との答弁だった。現在どのような検討をして、どこまで進んでいるのか進捗状況を知らせて欲しい。

A：全ての子ども達ではなく、生活困窮や親の疾患などで昼食が十分に取れない子ども達を優先にすべきとの考えに至った。

まだ時間がある。今後一人でも多くの子どものセーフティネットになるよう引き続きの検討をお願いする。

編集後記

あっという間に1年が過ぎ新しい年が明けました。
平和な世界・日本であって欲しいと願います。
先の衆議院選で自民党が少数与党になり、国民レベルでの議論が活発に行われるようになったことを実感し、嬉しく思っています。福井県からは新人2人が当選。政治に目が向くようになったのではないのでしょうか。これから大いに期待致します。

